

令和6年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 6年 4月 2日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 6年 4月 2日

開 議 令和 7年 2月 25日 午前 10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 なし

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 11番 大坪満寿子議員

会議録署名議員：（9番）大村 明雄 議員 （10番）幸福 恵吾 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木秀局長（書記）平瀬戸ゆかり書記
(書記)木佐貫里子書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	石畠博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副町長	竹野洋一副町長	経済課長	新保哲郎課長
教育長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総務課長	熊之細等課長	税務課長	松山隆広課長
支所長	坂口達郎課長	町民保健課長	戸島和則課長
会計管理者	黒江鳴美課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	デジタル推進課長	佐藤ひとみ課長
建設課長	中村喜寿課長	総務課総務係長	原琢磨係長
建設課技術統括監	原園光一統括監	総務課財政係長	若松勝男係長

議事日程：別紙のとおり

会議に付した事件：議事日程のとおり

議事の経過：別紙のとおり

散会 令和7年 2月 25日 午後 1時37分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 審議期間の決定
日程第 3 諸般の報告
(議案上程・説明・質疑・討論・採決)
日程第 4 議案第 51 号 令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第14号）について
日程第 5 議案第 52 号 令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第 6 議案第 53 号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第 7 議案第 54 号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
日程第 8 議案第 55 号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
日程第 9 議案第 56 号 令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 10 議案第 57 号 令和6年度南大隅町水道事業会計補正予算（第6号）について
日程第 11 議案第 58 号 財産の無償貸付について議決を求める件
日程第 12 議案第 59 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 13 議案第 60 号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 14 議案第 61 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 15 議案第 62 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
(議案上程・説明・質疑・委員会付託)
日程第 16 議案第 63 号 令和7年度南大隅町一般会計予算について
日程第 17 議案第 64 号 令和7年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 18 議案第 65 号 令和7年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
日程第 19 議案第 66 号 令和7年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
日程第 20 議案第 67 号 令和7年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
日程第 21 議案第 68 号 令和7年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 22 議案第 69 号 令和7年度南大隅町水道事業会計予算について
日程第 23 議案第 70 号 令和7年度南大隅町下水道事業会計予算について

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、令和6年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大村明雄議員及び幸福恵吾議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月10日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月10日までの14日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果及び随時検査に関する報告が提出されました。

系統議長会関係では、2月21日、県町村議会議長会第76回定期総会が開催され、令和5年度決算の承認及び、令和7年度事業計画及び予算が議決されました。

肝属郡町村議会議長会第242回定期総会については、2月21日に鹿児島市で開催され、令和7年度行事計画及び令和7年度予算が議決されました。

そのほか、一般的な事項につきましては、お手元に配付いたしておりますので、口頭報

告を省略します。

- ▼ 日程第 4 議案第 51 号 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 14 号）について
- ▼ 日程第 5 議案第 52 号 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 6 議案第 53 号 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 7 議案第 54 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 8 議案第 55 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 56 号 令和 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ▼ 日程第 10 議案第 57 号 令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）について

議長（松元勇治議員）

日程第 4、議案第 51 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 14 号）についてから、日程第 10、議案第 57 号、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）についてまで、以上 7 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

おはようございます。

3 月会議よろしくお願ひ申し上げます。

ただいま、一括提案となりました、議案第 51 号から議案第 57 号までの 7 件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 51 号は、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 14 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 4 百 72 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 88 億 7 百 29 万 8 千円とするものほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正であります。

歳出予算は、自立支援給付事業、港トイレ施設整備事業、ネッピ一館施設・設備改修事業などの計上、及び、事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、繰越明許費の設定では、低所得世帯支援給付金事業ほか 9 件につきまして、事業が令和 6 年度中に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定め、債務負担行為補正につきましては、派遣職員住宅等賃貸借料など令和 7 年度の業務委託料

の追加を計上し、また、地方債補正においては、限度額の追加、廃止及び変更を行っております。

次に、議案第 52 号は、令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 百 58 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、12 億 3 百 4 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行ったところであります。

次に、議案第 53 号は、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5 百 99 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4 千 6 百 33 万 3 千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

また、債務負担行為の設定では、令和 7 年度の業務委託料として医師派遣委託を計上し、地方債補正においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第 54 号は、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 百 16 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 7 千 7 百 98 万 5 千円とするものであります。

今回の補正は、保険給付費及び地域支援事業費など、決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第 55 号は、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 11 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、1 千 8 百 45 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第 56 号は、令和 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 百 63 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4 千 7 百 8 万 8 千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第 57 号は、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）についてであります。

本件は、収益的収入と支出をそれぞれ 60 万円追加し、補正後の予定額を、収益的収入 3 億 1 千 8 百 88 万 1 千円、収益的支出 3 億 1 百 15 万 3 千円とし、資本的収入と支出においては、それぞれ 45 万円を減額し、補正後の予定額を、資本的収入 1 百 35 万円、資本的支出 1 億 1 千 3 百 19 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、過年度損益修正損の計上のほか、決算見込みによる予算の調整を行ったものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

総務課長（熊之細等課長）

それでは、議案第 51 号、一般会計補正予算（第 14 号）についてご説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、事業費の確定及び決算見込み等による予算の調整を行うものが大半でございます。主なもののみご説明いたします。

歳入でございますが、予算書の 14 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金の 1 節障害者福祉費負担金に障害者自立支援負担金として 7 百 26 万円を計上し、続いて、5 節子どものための教育・保育給付費負担金に 3 百 43 万 2 千円を計上いたしました。

予算書の 15 ページをお願いします。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費負担金の 1 節障害者福祉費負担金に障害者自立支援負担金として 3 百 63 万円を計上し、続いて、6 節子どものための教育・保育給付費負担金に 1 百 64 万 9 千円を計上いたしました。

予算書の 19 ページをお願いします。

21 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入に県市町村振興協会市町村交付金として 2 百 65 万 8 千円を計上し、続いて、派遣職員給与負担金として 5 百 80 万 7 千円を計上いたしました。給与負担金につきましては、派遣職員の人事費分として、鹿児島県が負担するものでございます。

次に、22 款町債、1 項町債、1 目総務債 1 節、合併特例債、学校施設整備事業債の 4 千 3 百 20 万円は、佐多地区小中一貫校施設改修工事の財源として、保健体育施設整備事業債の 8 百万円は、多目的健康広場東屋整備事業と武道館マット購入事業の財源として計上いたしました。

続いて、同項 2 目農林水産業債、2 節漁港建設事業債の 1 千 1 百 80 万円は、港トイレ施設整備事業等の財源として計上いたしました。

予算書の 20 ページをお願いします。

続いて、22 款町債、1 項町債、4 目消防債の 3 百 20 万円は、社会体育施設修繕事業の財源として計上いたしました。

続いて、同項 6 目災害復旧債、1 節公共土木施設災害復旧債の 8 百 90 万円は、道路橋梁災害復旧事業の財源として計上いたしました。

続いて、同項 9 目商工債、1 節観光施設整備事業債の 4 百万円はねじめ温泉ネッピー館施設整備改修事業等の財源として計上し、続いて、2 節商工施設整備事業債の 2 千 7 百 50 万円は商店街路灯新設改修事業の財源として計上いたしました。

続いて、同項 10 目減収補填債の 3 百 87 万 3 千円は、町民税法人税割の減収見込み額分を計上いたしました。

次に歳出でございますが、予算書の 22 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、18 節負担金補助及び交付金の派遣職員給与負担金 8 百 96 万 4 千円は県派遣職員に係る人事費負担金でございます。

予算書の 26 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、10 目地方創生費、18 節負担金補助及び交付金の 1 百万円は、保育園留学事業補助金でございます。

次に、11 目諸費、22 節償還金利子及び割引料の 1 百 54 万 5 千円は、出産子育て応援交付金など国の補助事業の確定に伴う精算返還金でございます。

続いて、12 目財政調整基金費から予算書の 27 ページの 17 目地域振興基金費までの補正額につきましては、財産運用収入の増額に伴い、各基金の積立金を増額補正したもの

でございます。

続いて、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、22節償還金利子及び割引料の6百16万3千円は固定資産税の過年度還付等でございます。

予算書の31ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、19節扶助費に自立支援給付費として1千4百52万1千円を計上いたしました。

予算書の32ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費の6百86万3千円は、子どものための教育保育給付費でございます。

43ページをお願いします。

5款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港管理費、14節工事請負費の1千1百95万1千円は、港トイレ施設整備事業等でございます。

45ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費、10節需用費の修繕料9百54万5千円は、ねじめ温泉ネッピー館施設設備改修事業でございます。

52ページをお願いします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の修繕料2百12万8千円は学校施設管理修繕事業でございます。

次に、繰越明許費ですが、予算書の7ページをお願いします。

第2表繰越明許費につきましては、低所得世帯支援給付金事業3百23万円など10事業について、年度内に事業完了ができない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するために設定を行うものでございます。その他の事業名及び金額などについては、お目通しをお願いいたします。

続いて、債務負担行為補正ですが、第3表債務負担行為補正については、令和7年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、派遣職員住宅等賃貸借料など5件の事業について、期間と限度額の設定を追加するものでございます。

予算書の8ページをお願いします。

第4表地方債補正ですが、今回追加を2件、廃止を2件、変更を8件行うものでございます。それぞれの事業について、決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて、地方債についてもそれぞれ調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

以上、よろしくご審議、決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第52号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1百26万1千円は、決算を見込んだ調整減でございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万円は、国民健康保険基金の定期預金の利息分を計上したものでございます。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金4百35万9千円は、各繰入金

の確定に伴うものでございます。

9 ページになります。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金 2 百 96 万 5 千円は、令和 5 年度の決算に伴う繰越金でございます。

11 款諸収入、4 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金 1 百 4 万 7 千円、同じく、3 目一般被保険者返納金 1 万円は収入増に伴う増額でございます。

次に歳出でございますが、10 ページから 12 ページになります。

10 ページ 1 款総務費から 12 ページ 6 款保健事業費までは事業の確定に伴う不用額の減額でございます。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1 万 2 千円は、国民健康保険基金の利息分について基金に積み増しをしたものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

支所長（坂口達郎支所長）

次に、議案第 53 号、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

12 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目辺塚診療所一般管理費から、14 ページ、2 款医業費、1 項医業費、8 目郡診療所医業用衛生材料費まで 5 百 99 万 8 千円の減額計上となっております。決算見込み等による予算の調整を行うものであります。

それに伴う歳入 10 ページ、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目診療使用料から、11 ページ、6 款町債、1 項町債、1 目診療所事業債まで 5 百 99 万 8 千円の減額計上となっております。決算見込み等による診療使用料等一般会計繰入金の調整を行うものであります。

5 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為でありますが、令和 7 年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、医師派遣委託の期間と限度額の設定を行うものでございます。

その下の第 3 表地方債補正につきましては、変更として、診療所事業の限度額を 2 百 80 万円にするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ございません。

以上、ご審議、ご決定くださるようよろしくお願ひします。

介護福祉課長（山里真奈美課長）

次に、議案第 54 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

まず、歳出の主な補正からご説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 目施設介護サービス給付費、18 節負担金補助及び交付金 2 百万円は、蒼水園グループホームが 10 月末をもち休止したことにより、グループホーム利用者の特別養護老人ホームへの入所への移行に伴いまして、施設介護サービス給付費について不足が見込まれることから計上いたしました。

13 ページをお願いします。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金補助及び交付金1百万円は、施設介護サービス給付費と支給件数が増えることにより、給付費の不足が見込まれることから予算を計上したものでございます。

14ページをお願いします。

2款保険給付費、6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、18節負担金補助及び交付金1百万円は、過年度分の支払い金額、件数が増えたことにより不足が見込まれることから予算を計上したものでございます。

次に、歳入でございます。歳入の主な補正をご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、4款国庫支出金、5款県支出金につきましては、歳入見込額について所要の調整をそれぞれ行ったところであります。

9ページにお願いします。

7款繰入金、8款繰越金については、今回補正の所要の財源調整を計上したものでございます。

次に、議案第55号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

8ページをお願いします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス計画費収入を実績見込みにより26万5千円を減額し、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を財源調整として15万3千円を計上いたしました。

次に、歳出の主な補正をご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金、人事院勧告の給与改定に伴い、差額支給分の調整を行う必要があるため、社会福祉協議会から包括支援センターへの派遣職員2名分の負担金として11万7千円の増額計上を行っております。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第56号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入についてでございますが、8ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料41万2千円、同じく、2目普通徴収保険料1百12万8千円は、保険料賦課による収入見込み増の調整のため計上いたしました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金3百34万7千円、同じく、2目保険基盤安定繰入金2百46万5千円は、繰入れ対象事務費の減に伴う減額を計上いたしました。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、2目還付金18万1千円は、支払い見込額の確定のため減額を計上いたしました。

同じく、4項雑入、1目雑入14万5千円は、長寿健康診査費の受入金の決定に基づく

調整のため計上いたしました。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 67 万 8 千円は前年度繰越金受入れによる増額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、9 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 13 万円、2 項徴収費、1 目賦課徴収費 6 万 2 千円は、執行見込み残のため減額を計上いたしております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 92 万 4 千円は保険料並びに保険基盤安定分担金の調整に伴い計上いたしました。

10 ページになります。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康保持増進事業費 2 百 33 万 4 千円は執行見込残による調整のため減額を計上いたしました。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目還付金 18 万円は、執行見込残による調整のために減額を計上いたしました。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

建設課長（中村喜寿課長）

続きまして、議案第 57 号、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

予算書 6 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、1 款事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、1 節一般会計補助金に財源調整としまして一般会計繰入金 60 万円を計上しております。

支出の 1 款事業費用、3 項特別損失、4 目過年度損益修正損、1 節過年度損益修正損に水道使用料算定誤りによる還付を 60 万円を計上しております。

7 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1 款資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良企業債 1 百 80 万円の減額、同じく、3 項補助金、1 目他会計補助金 1 百 35 万円の一般会計繰入金の計上は、予算の組替えを行ったものでございます。

支出の 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目設備改良費 45 万円の減額は、県道辺塚根占線配水管布設替工事の工事請負費の調整による減額でございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

議案第 51 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 14 号）について質疑はありませんか。

6 番（上之園健三議員）

議案第 51 号一般会計第 14 号補正の中の経済課所管にあります鳥獣害被害対策実施隊事業に関連してございますが、今年度のヒヨドリの飛来というのが非常に心配されておりましたけれども、現在は爆数を超えるというか非常に多い状況でございまして、その中で、現在本町におきましては、バレイショ、スナップエンドウ類等々の野菜等が栽

培されてるわけですけども、これにおける被害というものが非常に甚大でございます。

私も年末より現在もですけれども、各圃場等を回りまして被害を見るわけですけれども、農家さんの気持ちを考えますと、何らかの形で支援策というものが必要だと私考えますが、先般、経済課長を通してお願いも申し上げたところでございますが、1月早い段階であればまだ間に合う時期であったと思うんですけども、この段階で何らかの対策、支援策というものは考えられなかったのかお伺いいたします。

町長（石畠博町長）

今、議員がおっしゃるとおりで、私も現地をずっと回ってきてまして、特にこのヒヨドリの被害については、じゃがいもの新芽を食べていくという形で非常に甚大が一部の地域でありました。

そしてまた、加えて、イノシシが芋そのものも掘り起こす本当に二重の被害でありまして、農家の方々からも本当にこの悲痛な声を聞いたところであります。

タイミング的に今おっしゃるようなご指摘の中では、まだまだ早い手を打つべきだったと思うんですけども、今回につきましては、なかなかそれが出来ていなかったことは反省をいたしております。

ただ、今あるように、春馬鈴薯等については全体的な減収等もあることから、今後の対応につきましても、農家の方々との色々なご意見を賜って対応をしていければというふうに考えているところであります。

経済課長は補足はありますか。一応そういうことで考えておるところであります。

議長（松元勇治議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第14号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 14 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 52 号、令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号、令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 53 号、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 54 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 55 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正

予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第55号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第55号、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第56号、令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第56号、令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、令和 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 57 号、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、令和 6 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 58 号 財産の無償貸付について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第 11、議案第 58 号、財産の無償貸付について議決を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（石畠博町長）

議案第 58 号は、財産の無償貸付について議決を求める件についてであります。

本件は、社会福祉法人佐多みらい 理事長 前田利香氏に、佐多小学校建物の一部を、放課後児童クラブとして、令和 7 年 4 月 1 日より令和 12 年 3 月 31 日まで無償貸付しようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号、財産の無償貸付について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、財産の無償貸付について議決を求める件については、可決されました。

▼ 日程第 12 議案第 59 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 12、議案第 59 号、南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第59号は、南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、現在3千90万円である基金残高のうち、90万円を取り崩し、所管の事業に充当できる旨を寄附者と確認ができたことから、今後は3千万円を元本保持し、基金運用を図るための所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第60号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第13、議案第60号、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第60号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本改正につきましては、公営企業会計やデジタル化の導入等により、多様化する監査業務を勘案し、これまで月額6万1千円であった代表監査の月額報酬を6万6千円に、月額4万6千5百円であった監査委員の月額報酬を5万1千5百円にそれぞれ改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 14 議案第 61 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 14、議案第 61 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 61 号は、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が公布されたことに伴い、超過勤務の免除となる子の範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境整備に努めるため、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 61 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 15 議案第 62 号 南大隅町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第 15、議案第 62 号、南大隅町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

議案第 62 号は、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が公布されたことに伴い、引用していた条文のズレを補正するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号、南大隅町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号、南大隅町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

10：50

～

11：00

- ▼ 日程第 16 議案第 63 号 令和 7 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 17 議案第 64 号 令和 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 18 議案第 65 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 19 議案第 66 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 20 議案第 67 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 21 議案第 68 号 令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 22 議案第 69 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算について
- ▼ 日程第 23 議案第 70 号 令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算について

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

日程第 16、議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第 23、議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

ただいま一括提案となりました議案第63号から議案第70号までの提案理由とあわせて、まず冒頭に、令和7年度の町政運営に関する私の施政方針を述べさせていただきたいと存じます。

1. はじめに

令和3年4月に町民の皆様から町政運営の負託を受けて以来、1期4年の任期が満了することになります。

この間、新型コロナ対策を最優先に取り組みながら、コロナ禍を克服し南大隅町の新しい時代を切り開くため、町民の皆様との対話や意見交換会などの傾聴活動に努め、喫緊の課題に対し、スピード感をもって「町民に喜んでいただける町づくり」に取り組んでまいりました。

昨年を振り返りますと、元旦に能登半島を襲った地震による大災害という悲しい出来事からのスタートになりました。本町におきましては、6月の豪雨や台風の襲来、8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、「南海トラフ地震臨時情報」も発令されるなど、これまでにない多くの被害をもたらし、町道や農林道等の災害復旧工事が早期完成に向け現在も実施されておりますが、改めて災害は時と場所を選ばないということを痛感しております。

このような中ではありましたが、町主催の行事やイベントも順調に開催され、特に夏祭りや花火大会、佐多岬マラソン大会など町内外から多くの来訪者で賑わい、パリオリンピックでの日本選手の活躍や、大リーグ大谷翔平選手の大活躍などの明るい話題に勇気と元気をいただいた一年でもありました。

2. 施策の基本的な考え方

本年は町長並びに議員共に審判を受ける改選の年でありますので、本年度当初予算はこれまで議員各位から喫緊の政策要望として賜わりました施策と併せ、経常経費を主体とした骨格予算として編成し、また、4月以降に必要と見込まれる災害復旧事業費も骨格予算に含めて計上しておりますことをご理解賜りたいと存じます。

私は、「町民に喜んでいただける町づくり」を目指し、就任から4年、町政を担ってまいりました。昨今の社会情勢をみると少子高齢化、地域社会の変貌へんぼう、地球規模での環境問題など、様々な社会問題に直面しております。本町においても少子高齢化の影響により、建設業や運輸事業者、福祉関連施設等において人手不足が深刻な状況となっております。このような状況下ではありますが、子どもたちからご高齢の方々まで全ての町民が安心して暮らせる町として、成長手段を構築し発展を目指し、人口減少と高齢化の荒波に屈することなく、小さな自治体だからこそ機動力を活かし、安心して暮らせる町づくりを進めてまいります。

本年3月30日、本町は合併20年という記念すべき節目を迎えます。これまで、「新町建設計画」を基本に、総合振興計画をはじめとする各種計画に基づき、「町民のしあわせの実現」に向け、ハード・ソフト両面から、町民生活の向上に向けた取り組みを重ねてまいりました。

令和7年度も、現在策定中であります第3次総合振興計画を基本とし、これまで取り組んでいる三本柱、所得の向上に向けて稼げる「第一次産業の振興」、「子育て完全無償化」、「自治会支援」、プラス喫緊の課題である「介護福祉サービスの充実」に、本

町ならではの在り方を見極め、「小さな町だからこそ出来ること」にスピード感をもつて取り組んでまいります。

町の予算は町民皆様の浄財であり、この予算を大切に活用させていただき、町民に納得して頂ける公平な町政であるべきと考えております。今、必要とされている政策を厳しく見極め、重点施策を中心に予算の投資と効果の早期発現を基本に、町民皆様に納得して頂ける行財政の運用に努めてまいります。

3. 当初予算の概要

引き続き当初計上予算の概要をご説明させて頂きます。

令和7年度の一般会計予算については、当初予算額が対前年度比11.4パーセント7億8千7百41万円増の、総額77億1千4百20万円を計上させていただいております。予算編成の基本的方針として、経常経費を主体とした骨格予算ではありますが、肝属郡医師会立病院への建設費補助、継続事業や国県補助事業に関連する事業計上により増額となっております。

人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展など社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、基幹産業である農林水産業の更なる振興、商工業や観光関連産業の活性化など南大隅町第3次総合振興計画基本目標に掲げるまちづくりの実現に向け、新たな発想と真に必要な事業を取捨選択し、自主財源の確保はもとより国県補助金の活用、有利な地方債を最大限活用するとともに、実情に即した事業の見直しを着実に実施していきたいと考えております。

ハード事業の主要な事業については、肝属郡医師会立病院再整備事業、種子島周辺漁業対策事業、令和5年災林道災害復旧事業等を計上したところでございます。

歳入の確保については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は24.1パーセントであり、地方交付税が44.5パーセント、国・県支出金が15.6パーセント、地方債が12.6パーセントという状況であります。

また、歳出については、災害復旧費が391.1パーセントの増、これは「過年度災害復旧事業」の増、衛生費が144.4パーセントの増、これは「肝属郡医師会立病院再整備事業補助金」の増によるものでございます。

投資的事業の財源には、引き続き交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。今後も、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に徹してまいります。

また、歳入確保の一環として取り組んでおります基金の運用につきましては、南大隅町資金管理及び運用規則に基づき、公共債券による安全第一の歳入確保に努めているところであります。世界経済がもたらす日本の経済環境の動向を注視し、引き続き変化する経済環境下でも安定的で持続する運用益による歳入の確保に努めます。

次に、歳出における分野ごとの概要についてご説明申し上げます。

【産業振興】

まず、産業振興についてでございます。

政策推進の要であります基幹産業の第一次産業を発展させることが、産業振興とともに地域経済の活性化に活力をもたらし、それぞれの地域の元気を促進するものであります。令和6年度に改正された食料・農業・農村基本法におきましては、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、大幅な内容改正が行われました。その動向等を踏まえつ

つ、本町の特性を活かした農林水産業の実施が求められます。

また、地域に密着した産業である農林水産業の経営安定の維持・発展と、温暖な気候を生かした農業の推進など、「南大隅町第3次総合振興計画」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づいた施策を基本として進めて参ります。

本町の令和6年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門は14億8千万円、畜産部門は102億4千万円、水産・林業部門は40億6千万円で、総額157億8千万円と見込んでおり、令和5年より2億3千万円ほどの減額となっております。

令和6年の農林水産業の動向としまして、耕種部門においては果菜類や豆類が高単価で推移するなどで7千万円の増額、畜産部門においては養豚、養鶏の販売環境が良好で2億5千万円の増額となり、水産部門においては温暖化の影響による海水温の上昇が影響し、養殖カンパチの出荷が伸び悩むなどで、5億4千万円の減額となっております。

総じて、あらゆる生産資材、資機材等の物価高騰により、農畜産物の生産環境は、厳しい現状にあります。国におきましては現在の情勢を踏まえ、農畜産物の適正・合理的な価格形成に関する法案整備に向けた協議が進められており、本町としても、その動向を注視するものであります。

耕種農業の振興については、温暖な気候を活かした露地野菜や施設野菜、果樹類それぞれの作物の生産力向上と所得向上を目標に事業推進を図ってまいります。その目標に向けて、担い手の高齢化等を踏まえたスマート農業などの省力化によるコスト低減・作業の効率化が必須であります。また、町で取り組んでおります農業公社においては、地域農業の維持・継続に向けた作業受諾を中心に、労働力軽減となる農家支援を進めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲対策・被害軽減対策を進めて、農産物の生産活動が継続的に行える環境づくりが必要であります。

畜産においては、配合飼料が依然として高価格で推移しており、生産環境は引き続き厳しい状況下にあります。

また、近年国内で頻発しております家畜伝染病の予防に向けて、ワクチン接種や環境整備対策を着実に行い、防疫・水際対策をより充実する必要があります。

特に、肉用牛においては淘汰事業の積極的な活用による高齢牛の更新を推進し、あわせて鶏、豚各農家を含め環境にやさしい畜産業経営の取り組みを目指してまいります。

林業の振興については、計画的な伐採と再造林による森林資源の循環利用を推進し、森林整備をより一層進め、森林環境譲与税を活用して再造林への費用の支援を行い、次世代へと繋ぐ産地形成と災害に強い山づくりを進めてまいります。

水産業の振興については、水産物の高付加価値化、地元水産物の販売やPRを行い、養殖漁業及び沿岸漁業の持続的・安定的な漁業生産に向けて取り組んでまいります。

漁港等の整備については、漁港施設などの機能が十分に発揮されるよう機能保全計画に基づき、年次的に適切な維持・管理に努めるとともに、漁港利用者の労働環境の改善に取り組んでまいります。

また、大泊港への浮桟橋整備に伴い、漁業就業者の労働環境の改善とあわせて、佐多岬周辺地域における、観光振興への取り組みも進めてまいります。

農業委員会の活動としましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が、農業者の営農意向や農地所有者の農地利用意向等の、把握に取り組み、農地の集積・集約化に向けた利用調整を図ります。

また、遊休農地解消に伴う継続的な農地の有効利用を進めてまいります。

【商工業・観光振興】

次に、商工業・観光振興についてでございます。

商工業の振興については、長引く原油・物価高騰により、依然として幅広い分野において経済活動や町民生活に大きな影響を及ぼしています。町民の皆さまへの物価高騰に対する支援策にも時期を逸しないように取り組む必要があると考えております。

また、基幹産業の農林水産業や地域資源を活かした商工業振興、商工会をはじめとする関係機関と緊密に連携を図りながら、事業継続や雇用の維持に向けた支援を継続して進め、収益率の向上を目指してまいります。

特産品の開発については、地元の地域産物を活用した新しい商品が多数開発され、ふるさと納税の返礼品にも繋がる相乗効果が生まれております。今後も、これらの魅力ある特産品のPRに努め、知名度向上、本土最南端ブランドの確立に向けて、開発、施設整備、販路拡大等、各種事業を継続し、事業者を支援してまいります。

観光振興については、持続可能な観光地を目指し、自然環境への配慮を強化するための取り組みを進め、地域共生型の観光を促進し、本町を訪れることでしか得られない魅力を発信し、地域経済の振興にも寄与する取り組みを進めてまいります。

「雄川の滝」においては、利用者の安全性や豊かな自然環境を維持することを目的に、令和6年7月から利用者負担制度を導入いたしました。また、入域料のキャッシュレス決済も令和6年度内にはスタートいたします。今後は、「佐多岬」についても利用者負担制度の導入や観光案内所のキャッシュレス決済導入を検討する必要があると考えております。

町内の主要観光施設である「ねじめ温泉・ネッピ一館」、「なんたん市場」、「大浜海浜公園」、「さたでい号」の指定管理については、5年契約の最終年度になることから、次期指定管理に向け、民間事業者の提案等も参考に、安心して利用できるサービス体制の向上に努めるとともに、休館している「佐多岬ふれあいセンター」の再開に向けた取り組みも進め、天然資源を生かした佐多岬トレッキングなどの商品化を検討してまいります。

観光協会については、一般社団法人としてスタートし4年が経過いたしました。協会と行政間で、課題や情報を共有し、共同で観光振興に努めてきたところでございますが、今後の法人の在り方について協議を進めているところであります。

【地域活性化・地方創生】

次に、地域活性化・地方創生についてでございます。

地域振興施策の柱となる第3次総合振興計画の初年度になります。まちの将来像を「誰もが生き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち・南大隅町」とし、各分野ごとに目指すべき方向性を定め取り組んでまいります。

国と地方で取り組む地方創生について、国は、「10年前に開始して以降、様々な好事例が生まれたことは大きな成果であるとする一方、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるには至らなかった。」とし、新たに「地方創生2.0」としてスタートいたします。

本町においても、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」により、取り組んでまいります。

公共交通については、各種バス、乗り合いタクシーの運行を継続しつつ、「地域公共

交通計画」を策定し、地域の実情にあった交通体系の充実に努めます。

また、山川・根占航路については、山川・根占航路運航推進協議会と連携し、安定的運行と利用促進に努めてまいります。

移住定住促進対策については、お試し住宅の活用や移住支援制度の周知により、引き続き取り組んでまいります。

ブロンズ人材センターについては、移住・定住希望者の要望に的確に対応できるよう、移住コーディネーター事業を活用し、移住定住のワンストップ窓口としての組織づくりを進めてまいります。

また、先輩移住者の方々で組織された「移住定住促進協議会」とも連携し、移住された方々への支援を行い、移住先として選ばれる地域を目指してまいります。

地域おこし協力隊については、サポート体制を強化し、隊員としての活動期間終了後も、本町で起業し定住していただけるよう取り組みを進めてまいります。

ふるさと納税については、まず、南大隅町に対する想いとして、御寄附をいただいた方々に心より感謝申し上げます。

制度改正による厳正化の中で、寄附額の伸び悩みを感じるところであり、令和7年度につきましては、ポータルサイトの在り方も含め取り組みの総合的な検討を行うとともに、返礼品事業者や関連機関との連携を強化し、安定的なふるさと納税の推進を図ってまいります。

また、各種イベント等においてもふるさと納税との関連性を強化し、寄附額の確保に努めてまいります。

広報広聴については、ホームページや「広報南大隅」を活用し、町政に関する情報や町民が必要とする情報を分かりやすく提供するため、ユニバーサルデザインに配慮した町民に親しみやすい広報誌としてきめ細かな情報の発信に努めます。

【まちづくり・生活環境】

次に、まちづくり・生活環境についてでございます。

土木事業関連ですが、第3次総合振興計画に掲げる基本目標の安全・快適で誰もが暮らしたいと思うまちづくりを推進するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、大隅縦貫道大中尾工区の整備を進めていただいております。本路線は、本町の産業、医療、防災、観光振興に極めて重要な路線でありますので、大隅縦貫道整備促進期成会とも連携し、早期完成と全区間の同時供用開始を目指した事業推進を強力に進めてまいります。

県道内之浦佐多線、瀬戸山坂の道路拡張については、令和6年度から用地取得に着手しておりますが、安全安心な通行確保のため、早期完成に向けて強く要望してまいります。

また、県道563号辺塚根占線の出口地区の工事が進められており、令和7年度には完了する計画です。赤瀬川地区の整備も、新たなルート設定による整備計画が進められ、令和7年度から着工予定となっておりますので、早期完成に向けて引き続き要望してまいります。

町道関係については、令和5年度の台風6号災害の復旧工事に加え、令和6年度の豪雨災害や地震災害等を優先して執行する計画であります。町民の皆様からの要望には即対応できるよう維持補修事業には、これまで同様迅速に取り組んでまいります。また、

新設改良工事、道路維持工事等に関しては、災害による通行止め解消を最優先とし、災害復旧工事の進捗状況を勘案しながら整備を進めてまいります。

その他、地域の生活道路における高木伐採や除草を含めた道路維持補修につきましては、引き続き建設業者への路面補修や部分的な改良、シルバー人材センターへの除草清掃等の発注、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜わりながら、迅速な要望対応に心がけ、快適な生活環境の維持管理に努めてまいります。

河川関係については、雄川の護岸整備、寄り洲除去及び樋門ひもん整備や県管理河川の堆積土砂除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、施設の強靭化等を含め引き続き県への要望に努め、異常気象に対する住民生活の安全確保に努めてまいります。

農地・農業用施設の整備については、農家の皆様方の労働力軽減のため引き続き維持補修、原材料等の支援及び災害復旧の支援等、効率的で安定した営農が展開できるよう進めてまいります。

また、郡地区上之原地域における畠地かんがい施設更新事業の早期着工に向け、継続して取り組んでまいります。

農道、林道につきましては、営農や森林施業はもとより、地域の生活道路として利用される路線も多く、迅速な維持補修、計画的な整備に努めてまいります。広域農道については、令和6年度から県営事業により補修工事を実施していただいておりますが、引き続き県との連携を図り、維持保全に努めてまいります。

次に、住宅環境整備関連ですが、町営・公営住宅については、入居希望者の居住環境へのニーズが高く「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建設、改修及び解体など、長期的な視点で住宅ストックの整備に努めてまいります。今年度は計画に沿って、公営諒訪4号住宅の解体工事、特定公共賃貸住宅蔵団地二之蔵防水外壁改修工事を計画しております。

水道事業については、水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラのひとつであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を維持させるため、老朽管路区間の整備推進に努め、事故等がないよう老朽化施設の更新や改修・改良を計画的かつ効率的に進めるとともに、企業会計の適正管理に努め、事業経営の安定化を図ってまいります。

併せて、伊座敷地区の農業集落排水事業（下水道）についても、企業会計の適切な業務管理に努め、事業経営の安定化を図ってまいります。

【行政経営】

次に、行政経営についてでございます。

私の目指す行政経営として、就任時から「町民に喜んでいただける町づくり」という理念を掲げて、各種の取組を進めてまいりました。これをさらに推進していくためには、職員一人一人が課題と向き合い、日々研鑽に努め、加速する時代変化に対応しながら個々の能力向上とそのスキル発揮の機会創出をすることが望まれてまいります。

具体的には、行政サービスの担い手である現在の職員数は維持しながら、職員が能力を発揮しやすい職場環境の構築を進めてまいります。特に、業務をデジタル化することで生まれた余力を活用し、事業の統廃合や新規の施策立案など、町づくりの本質的な部分に傾注できるように各課のマネジメント能力の向上に努めます。

二つ目は、地域自治会と行政の二人三脚のパートナーシップを強固なものにし、地域とともに活性化を推進していくことであります。

具体的には、少子高齢化、過疎化による地域コミュニティ機能低下の防止を最優先課

題とし、小規模自治会が個々の活動を継続するための支援策を講じ、地域担当職員の地域への関わりをより強化し、町民から頼られる自治会支援を進めてまいります。

女性活躍推進室においては、個々の能力が発揮できる職場環境の整備や制度の充実を図り、人材育成や人材確保を行い、女性のリーダー層への積極的登用も図ってまいります。

また、イクボスの推進、及び職員が利用しやすいメンター制度にも取り組み、今後も働きやすい職場環境に取り組んでまいります。

財産管理においては、町有財産の維持管理、及び佐多小学校が普通財産へ移行されることに伴い、学校跡地の適正な維持管理を図ってまいります。

公用車管理につきましては、ゼロカーボンシティ宣言の町として、CO2排出量の多い車両、及び経年劣化に伴う修繕の多い車両については更新を行い、環境に優しい車両への更新を図り、CO2削減に取り組んでまいります。

また高速道路通行料やガソリン等の支払いについては、電子決済を導入し、業務の一括管理、及び効率化を図ってまいります。

デジタル推進事業については、昨年に引き続き、町民の利便性向上と行政事務の効率化を図るための取り組みを推進してまいります。マイナンバーカードを利用した行政サービスの拡充や、いつどこでもオンラインで行える電子申請の利用拡大、併せてデジタルデバイド対策の取り組みも進めながら、町民の皆様がデジタルの恩恵を実感できるように、デジタル環境の整備に取り組みます。

また、令和7年度から、南大隅町共通カードとして、温泉保養券と健康マイレージポイントの事業について、デジタル利用券を活用した運用を進めてまいります。この事業以外にも、町民の皆様に喜んでいただける住民サービスの拡張を検討し、デジタル技術を活かした便利で住みやすい地域づくりに努めてまいります。

【自主財源確保への取り組み】

次に自主財源確保への取り組みについてでございます。

財政運営におきましては、町税収入の確保は歳入の根幹であり、各事業の施策を進めていく上で、極めて重要な自主財源であります。

コロナ禍から経済活動は緩やかに回復傾向にあるものの、今なお続く物価高騰により、本町の基幹産業である農林水産業をはじめ様々な事業者の皆様への影響は大きいものとなっており、町税の増収は見込みにくい状況ではありますが、引き続き公正かつ適正な課税に努めてまいります。

また、各税はコンビニ納付やスマートフォンを活用したキャッシュレス納付も可能となっており、生活スタイルにあった納付をご利用いただけるよう推進してまいります。

地籍調査事業におきましては、地目や土地の面積の確定により、適正な固定資産税が課税されることになります。

現在の認証面積は38.48平方キロメートルで進捗率は33.69%で推移しています。令和7年度は滑川地区の一部を計画しているところでございますが、できるだけ早い事業の完了を目指してまいります。

【安心安全なまちづくり】

次に、安心安全なまちづくりについてでございます。

昨年、1月1日の能登半島地震をはじめ、地球温暖化が原因とみられる猛暑や集中豪雨など、全国で災害の多発化・激甚化の様相が顕著になってきております。

その中でも、昨年6月の豪雨及び8月の台風10号では、町内各地で通行止めや停電などが発生し、町民の皆様には大変ご不便をおかけしました。

また、8月8日に発生した、日向灘を震源とする地震では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表され、町民の生命、身体及び財産を守るための防災・減災対策は喫緊の課題であり、町民皆さんの危機意識も高まる中、責務であると改めて認識したところでございます。

令和7年度においては、国の防災基本計画、県の防災計画の改訂、また能登半島地震で得られた知見等を踏まえ、南大隅町地域防災計画を改定し、町域にかかる災害対策について、それぞれの機関がその有する全機能を有効に發揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施できるよう取り組みます。

また、消防・防災活動の要である消防団員の確保は、引き続き重要な課題ととらえ、団員の待遇改善はもとより、新入団員の確保や有事の際には退団OBの御協力を頂ける環境づくりにも取り組んでまいります。

交通安全対策については、町民の交通安全意識の高揚を図り、錦江警察署や関係機関と連携しながら街頭立哨や各季交通安全運動キャンペーンなど、交通マナーの向上につながる効果的な交通安全施策を推進するとともに、交通事故を未然に防ぐための道路環境整備・管理を進めます。

【福祉施策の充実】

次に、福祉施策の充実についてでございます。

全国的に少子高齢化と人口減少が進み、さまざまな課題が浮き彫りになっています。本町でも働き手不足が深刻で、特に介護や福祉分野では喫緊の課題となっています。さらに、生活様式や社会情勢の変化により、個人や家庭が抱える問題が複雑化し、公的な支援制度だけでは対応しきれないケースが増えています。加えて、地域での人間関係の希薄化、子育てへの不安、引きこもりによる社会的孤立なども重要な課題となっています。

こうした状況を受け、「第2期南大隅町地域福祉計画」の「見守りと助け合い、笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、「自助・互助・共助・公助」の視点を大切にしながら、社会福祉協議会や地域住民、関係機関と連携を強化し、住民が安心して暮らせる地域福祉の推進に取り組みます。また、「南大隅町自殺対策計画」の「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることへの包括的な支援を盛り込んだ施策を進めてまいります。

高齢者福祉については、訪問介護事業所統合によりホームヘルパーの待遇改善を図ることで、職場の構築と訪問介護事業の継続の支援を行ってまいります。また、今年度は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画」策定の基礎資料とするための、高齢者の状況やニーズを把握するためにアンケートを実施します。

身体的な衰え等で食事が作れなくなった高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康維持を図ることを目的とした「食の自立支援事業」をはじめ、

「福祉タクシー利用助成事業」「寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業」等により、住み慣れた地域で生活を送れるよう支援するとともに、その他の各種事業につきましても、サービスの充実に努めてまいります。

障害福祉については、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、障がい

者・障がい児の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害福祉サービスや相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障がい者・障がい児の自立と社会参加の促進に努めます。

また、「第3期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」に沿って、障害者の自立と社会参加の促進に努め、関係機関との連携、相談支援体制の充実に努めてまいります。

児童福祉については、本町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、「子育て支援特別手当」や「子ども医療費助成」などの施策を実施します。さらに、令和7年を初年度とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代のニーズを反映した支援の充実を図ります。なお、子ども医療費助成につきましては、令和7年4月診療分より窓口支払いが不要となる現物給付方式を導入します。また、難病を抱える児童が肝属地区外の病院を受診する際の交通費助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。加えて、「からすたろうの学び家」の運営による「子ども第三の居場所」事業や、放課後児童健全育成事業を推進し、子どもたちの日常生活を支援してまいります。

未就学児の保育環境については、引き続き整備を進めるとともに、令和5年度から実施している全年齢の保育料無償化を継続し、保護者の負担軽減と子育て支援サービスの充実を図り、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指し、引き続き支援策を推進してまいります。

介護保険事業については、介護事業所の人材不足が深刻化し、全国的に人材確保が厳しく、サービス提供も難しくなってきています。利用者が安心して住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、介護サービスの維持向上が必要不可欠であり、外国人労働者の採用などの人材確保、労働環境整備等に向けて、介護事業者との情報共有、連携を強めてまいります。

また、介護給付費の適正化を図り、特別会計の安定経営に努めます。

介護予防事業については、活動したグループや個人に対して引き続きポイント事業を実施することで、心身の健康状態を維持する為の機会確保やコミュニティの場を推進することで、介護、認知症予防に努めていきます。また、「ころばん体操」や「パワーアップ運動教室」など「通いの場」の普及啓発に努めるとともに、住まい、医療、介護、予防などを一体的に地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

【保健・医療・健康増進】

次に、保健・医療・健康増進についてでございます。

住みなれた町で、誰もが安心して健康に暮らしていくには、心身の健康は欠かすことのできない大切な要件の一つです。町民の皆さまが生き生きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、引き続き町民の健康づくりに向けて事業を推進してまいります。

健康づくりについては、町民全ての世代の皆様を対象とした健康相談、健康診断などを実施し、若年からの生活習慣病予防対策や疾病の早期発見・早期治療に努めができるよう様々な支援を講じており、各種検診における結果に基づき、必要に応じて支援・指導を行うことで重症化予防に繋げてまいります。

町民自らが健康に関心をもってもらうための「健康づくりマイレージ事業」を推進し、

健康づくりに対する関心度を上げるとともに、感染症予防対策の観点や参加しやすい環境づくりの一環として健康教室のリモートでの実施の継続など、町民の皆様が取り組みやすくかつ効果的な健康増進事業を推進してまいります。

また、温泉入浴には「休養・保養・療養」の3養があり、心身を休める効果があります。本町においても「ねじめ温泉・ネッピー館」を活用した3養を目的として、18歳以上に温泉券を交付することにより温泉療養による心身の健康づくりに取り組んでまいります。

さらに、令和7年度に町民へ配布されるデジタル利用券の初段として、現行の紙ベースの温泉利用券からカード化に移行し、利便性を高めていくところでございます。

子育て包括推進室では、各関係機関と連携し子育てに関する事業を展開しております。妊娠・出産時における支援の充実のため「令和7年度に創設されます「妊婦のための支援給付」事業に取り組み、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」では、助産師による訪問事業を実施し、出産・育児などの不安解消や発育発達の支援、各支援サービスの情報提供などを行ってまいります。

妊娠出産には、大きな不安がつきまとうことから、妊娠初期から医療機関と情報共有を行うことにより、必要な支援につなげることを目的とする初回産科受診料の助成については、すべての妊婦の皆さんを対象とするよう拡充を図るとともに、あわせて妊産婦本人が安全・安心に妊娠・出産ができるよう遠方の分娩取扱施設で健診・出産する必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設までの移動にかかる交通費についても経済的負担の軽減のために拡充を図ります。

本町は、小児科や産婦人科、心療内科など専門医が不在地域であることから、夜間や緊急の場合の相談窓口として、主に子育て世代を対象とした「医療相談アプリ」によるオンライン相談を導入し24時間365日、簡単に専門医へ相談できるシステムを構築し、妊婦、子育て世代の不安などを解消し寄り添う体制を整えます。

併せて、大隅地域においては、医師の地域的偏在や特定診療科における医師不足が年々深刻化しております。特に産科医については顕著であることから、安全・安心に妊娠・出産ができるよう、今後も大隅4市5町保健医療推進協議会において産科医師の確保対策に努めます。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって8年目となります。被保険者数の減少と比例し、保険給付費についても大幅な減少は見られないものの減少傾向にあります。

しかし、被保険者数の減少や年齢構成が高い問題に加え、医療の高度化と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、今後、非常に厳しい会計運営になることが考えられます。

県並びに国保連合会等と連携し、国民健康保険の安定した会計運営や国民健康保険事業の効率的な運営を図るために、健康増進に関する普及啓発の推進や「ヘルスサポート事業」を展開するなど、今後も医療費抑制の各種施策に取り組むとともに医療費等の動向にも注視してまいります。

後期高齢者医療制度では、高齢者のフレイル予防を図り、健康づくりを支援する「高齢者の一体的実施事業」を引き続き実施し、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる地域社会を目指します。

また、団塊世代の方々が75歳を迎えるいわゆる「2025年問題」では、後期

高齢者の増加に伴う医療費の増大も危惧されることから、引き続き広域連合と連携し、健全な制度運営に努めてまいります。

地域医療の確保と医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、「肝属郡医師会立病院」及び「恒心会おぐら病院」と連携、協力をいただきながら地域医療体制に取り組みます。

また、一次救急医療についても、引き続き在宅当番医制事業に取り組むとともに、二次救急医療体制の確立を図ってまいります。

佐多歯科診療所は指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子供から高齢者の方々までの医療体制を推進してまいります。

肝属郡医師会立病院の再整備については、令和6年度において建築工事請負業者も決定されたことから、令和9年度の開院に向け本格的に工事が進んでまいります。

今後も、錦江町、肝属郡医師会、肝属郡医師会立病院と連携し、南隅地域の中核医療機関として新病院開院後においても、引き続き地域住民が安心して安定的な医療の提供が受けられるよう協議を進めてまいります。

また、肝属郡医師会立病院が安定的かつ継続的に運営するには医師不足は喫緊の課題であることを踏まえ、「医師招へい事業」において関係機関、団体とともに医師の確保に取り組んでまいります。

環境衛生では、数年来続く様々な物価上昇を鑑み、生活必需品でもある一般家庭用のごみ袋について引き続き価格の据え置きを行い、町民の経済的負担の軽減策を図ってまいります。

また、本町では「南大隅町ポイ捨て禁止条例」を制定しており、清潔で美しいふるさとづくりを推進することにより、快適な生活環境を維持するため、環境美化指導員による継続的な巡回や啓発活動、環境美化など多岐にわたり取り組んでいただいております。

しかし、これまでのごみの不法投棄は、人通りの少ない道路や山間部など広範囲にわたっておりましたが、最近では主要幹線道路沿いにも広がりを見せてきており、投棄されるごみも多種多様化し、悪質化しております。

不法投棄を発見した場合には、看板の設置はもとより、悪質な場合には警察など関係機関と連携し、不法投棄の予防に努めてまいります。

循環型社会構築に向けては、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図ってまいります。

また、合併浄化槽の普及拡大を図るための周知・広報を行うとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めてまいります。

【教育行政の推進】

次に、教育行政の推進についてでございます。

教育行政につきましては、「夢や希望を実現しともに未来を創る人づくり」を基本目標として、

1つ、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

2つ、未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

3つ、信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

4つ、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

5つ、生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

この5つの項目を施策の方向性として定め、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、未来社会の創り手となる人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、互いに認め、高め合い、生涯を通じて幸せや生きがい

を感じながら意欲的に自己実現を目指す人間」の育成に取り組む必要があると考えます。

学校教育関係では、令和7年度から佐多小学校が第一佐多中学校内に移転し、小学生と中学生が一つの校舎でともに学ぶ「施設一体型佐多地区小中一貫教育」がスタートします。児童生徒間や先生との交流の幅が広がり、教育活動がより豊かになることが期待されます。

そして、小中学校の教員の相互乗り入れ授業も行いやすくなるので、児童生徒の学力向上にもつなげていきたいと考えます。

また、7年度は、現在小中学校で使用しているタブレット端末の更新時期になりますので、通信機能付きのタブレット端末を導入し、児童生徒の学習環境の向上を図りたいと考えています。

宮迫武蔵・オノリ教育基金を活用した教育支援の一つである修学旅行支援については、根占地区、佐多地区の自己負担額に差が生じていたことから、原則無償化を行います。

また、他の入学支援やネッピーみさきちゃん奨学金償還補助、学校給食の無償化等の事業についても公平に支援し、子育て世代の負担軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努め、引き続き移住者の確保につなげてまいります。

学校施設整備については、神山小学校屋内運動場建設への取組みを進めるとともに、引き続き安心安全な教育施設の整備を目指し、適切な維持・補修に努めてまいります。

社会教育関係では、人権啓発及び家庭教育や高齢者の研修会充実を図ります。併せて、ボランティア活動や次世代のリーダーの育成を目的としたチャレンジスクール事業等を通して青少年健全育成にも努めてまいります。

また、図書館まで来館することが困難な方を対象とした本の郵送・宅配サービス事業を開始し図書館利用を推進してまいります。

そして、生涯に渡る生きがいづくりや参加者同士の交流の場を創出するため、生涯学習講座を開設するとともに、地域文化と生涯学習の振興のため、町民文化祭・生涯学習大会を開催します。

また、文化財の保護と継承のため関係団体と連携を図り維持・管理に努めてまいります。

社会体育関係では、町内に在住の方又は勤務されている方々の参加によるドラゴンボート大会や自転車、マリンスポーツ、ウォーキングなどを通じて、子どもから高齢者までより多くの皆様がスポーツに気軽に親しんでいただけるような環境づくりに努め、スポーツの振興及び町民の親睦と健康増進を図ってまいります。

県立南大隅高等学校存続対策としましては、錦江町や関係団体とともに南大隅高等学校の魅力を発信し、入学希望者の確保につながるよう地域に密着した魅力ある高校づくりの支援を継続してまいります。

【終わりに】

以上、令和7年度を迎えるにあたり、骨格予算ではありますが町政運営の基本方針と、令和7年度一般会計当初予算額77億1千4百20万円の計上と各種施策の一端を申し述べさせていただきました。

町民皆様の御理解を得られるよう全職員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の創意工夫による効率運用を行い、議会の皆様方のご指導ご助言を賜わり、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますことをお誓い申し上げ、令和7年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴大変ありがとうございました。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

11:58
～
13:00

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畠 博 町長 登壇]

町長（石畠博町長）

それでは、引き続き、各議案につきます提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号は、令和7年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億1千4百20万円とするもので、前年度と比較して11.4%の増となってきております。

なお、主な事業につきましては、施政方針と併せ説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

次に、議案第64号は、令和7年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、11億6千36万2千円とするもので、対前年度比3%の減となったところでございます。

次に、議案第65号は、令和7年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億4千4百83万1千円とするもので、対前年度比0.7%の減となったところでございます。

次に、議案第 66 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 4 千 2 百 81 万 6 千円とするもので、対前年度比 7.5% の減となったところでございます。

次に、議案第 67 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ、1 千 9 百 24 万 3 千円とするもので、対前年度比 6.5% の増となったところでございます。

次に、議案第 68 号は、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算を定めるものであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 2 百 62 万円とするもので、対前年度比 1.3% の増となったところでございます。

次に、議案第 69 号は、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。

本件は、第 3 条に収益的収入及び支出、第 4 条に資本的収入及び支出を定めるもので、収益的収入および支出につきましては、収入額を 2 億 9 千 1 百 23 万 8 千円、支出額を 2 億 8 千 8 百 45 万円とし、資本的収入および支出につきましては、収入額をゼロとし、支出額を 1 億 4 百 90 万 1 千円とするものであります。

次に、議案第 70 号は、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算についてであります。

本件は、第 3 条に収益的収入及び支出、第 4 条に資本的収入及び支出を定めるもので、収益的収入および支出につきましては、収入額を 5 千 3 百 99 万 6 千円、支出額を 6 千 3 百 82 万 4 千円とし、資本的収入及び支出につきましては、収入額を 8 百 28 万 1 千円、支出額を 1 千 6 百 58 万 1 千円とするものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等課長）

それでは、議案第 63 号、一般会計予算についてご説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

議案第 63 号、令和 7 年度南大隅町一般会計予算。

令和 7 年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77 億 1 千 4 百 20 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表 債務負担行為による。

地方債。

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表 地方債による。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第64号、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険事業特別会計予算書2ページでございます。

議案第64号 令和7年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算。

令和7年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6千36万2千円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1項 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願ひいたします。

支所長（坂口達郎支所長）

議案第65号、令和7年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

議案第65号、令和7年度南大隅町診療所事業特別会計予算。

令和7年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千4百83万1千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いします。

介護福祉課（山里真奈美課長）

次に、議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。

2 ページをお願いします。

議案第 66 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算。

令和 7 年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 4 千 2 百 81 万 6 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出による。

歳出予算の流用。

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第 67 号、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計についてご説明いたします。

2 ページをお願いします。

議案第 67 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算。令和 7 年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 千 9 百 24 万 3 千円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

以上、よろしくお願ひいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第 68 号、南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計予算書 2 ページでございます。

議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算。令和 7 年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 2 百 62 万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

以上、よろしくお願ひいたします。

建設課長（中村喜寿課長）

続きまして、議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算についてご説明いたします。

水道事業会計予算書 2 ページをお願いいたします。

議案第 69 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算。

総則

第 1 条 令和 7 年度南大隅町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
業務の予定量。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数 3,518 戸。
- 2、年間総配水量 736,305 m³。
- 3、1 日平均配水量 2,017 m³。

収益的収入及び支出。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款 事業収益 2 億 9 千 1 百 23 万 8 千円。

第 1 項 営業収益 1 億 2 千 84 万円。

第 2 項 営業外収益 1 億 7 千 39 万 8 千円。

支出。

第 1 款 事業費用 2 億 8 千 8 百 45 万円。

第 1 項 営業費用 2 億 7 千 3 百 61 万 3 千円。

第 2 項 営業外費用 1 千 3 百 82 万 7 千円。

第 3 項 特別損失 1 万円。

第 4 項 予備費 1 百万円。

3 ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4 百 90 万 1 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入。

第 1 款 資本的収入 0 円。

第 1 項 企業債 0 円。

支出。

第 1 款 資本的支出 1 億 4 百 90 万 1 千円。

第 1 項 建設改良費 1 百 44 万 1 千円。

第 2 項 企業債償還金 1 億 2 百 46 万円。

第 3 項 予備費 1 百万円。

一時借入金。

第 5 条 一時借入金の限度額は、1 億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、営業費用と営業外費用。議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 2千3百31万8千円。

4ページをお願いいたします。

他会計からの補助金。

第8条 水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1千1万円である。

たな卸資産購入限度額。

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

支所長（坂口達郎支所長）

議案第70号、令和7年度南大隅町下水道事業会計予算について説明いたします。

2ページをお開きください。

議案第70号 令和7年度南大隅町下水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和7年度南大隅町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 排水戸数 2,180戸。

第2号 年間総排水量 214,985 m³。

第3号 一日平均排水量 589 m³。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款事業収益 5千3百99万6千円。

内訳は、第1項 営業収益 9百29万円。

第2項 営業外収益 4千4百70万6千円。

支出。

第1款 事業費用 6千3百82万4千円の内訳は、

第1項 営業費用 6千1百86万4千円。

第2項 営業外費用 96万円。

第4項 予備費 1百万円。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8百30万円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入。

第1款 資本的収入については、第5項 出資金 8百28万1千円であります。

支出。

第1款 資本的支出。

第2項 企業債償還金1千6百58万1千円であります。

一時借入金。

第5条 一時借入金の限度額は、1千万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号 営業費用と営業外費用。

他会計からの補助金。

第7条 下水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1千8百81万6千円である。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

議案第63号、令和7年度南大隅町一般会計予算について、質疑はありませんか。

6番（上之園健三議員）

議案第63号の当初予算、一般会計当初予算についての質問でございますが、明日から予算審議に入りますけれども、その前に、今回のこの骨格予算につきまして、わかりやすい予算書等を全ての資料を確認して今見たところでございますが、全事業におきまして通年並みの年間予算が計上してございます。

そしてまた、新たな事業、新規事業が20事業計上してございますけれども、通常でありますと、私のこれ感覚ですが、骨格予算となれば計上経費的なもの、あるいは国県補助等も交付申請の時期によりますでしうけれども、その時期を見据えたもの、それから町費についてはなるべく今短期で見据えるような時間、当面3カ月とか半年とかという時間を見た中での計上が通常であるのかなというふうに私は考えますが、今回のこの骨格予算の編成についての考え方というところについてお尋ねをいたしたいと思います。骨格予算のこの編成の考え方でよろしいです。説明を求めます。

町長（石畠博町長）

今議員がおっしゃったようなことで、政策に新たに絡むものじゃなくて、今入ってる分については、当然4月に内示が来ることの想定があって、それが当初予算に反映されてないと内示が付かないというそういう部分がほとんどです。

7月以降の分については計上をしてなくて、4月に即実行をしないといけないというのがあった分については、もう国から内々示を頂いてる分についてを計上しているという、その事業がほとんどでございます。

6番（上之園健三議員）

そういう国県補助については交付申請の時期がありますので申しませんが、町費を単費を使う事業等も中に入っています。全ての事業とは申しませんけれども、全て年

間経費で計上されているところが見受けられるところであります。

なぜこうした話をするかと申しますと、改選時期にあります当初予算においては、当然骨格予算となるんですけれども、もし、次の新たな首長さんが取られるとなった場合に、我が町の財政状況を考えますと、80億前後がぎりぎりだろうと思えば、後がないわけですね。そしたら新しい施策等を入れることがどうなのかなと、難しくなるんじゃないかなと考えれば、そういうことを考えた中で改選期における骨格予算はある程度抑えた金額になってると思うんですが、中身を見てみると、先ほど申しましたように、町単費による事業においても、もう僅かなものであっても年間経費で計上してあるということを私はちょっと不思議に思ったところでございまして、そのことを踏まえて、余裕を残した中での骨格予算であるべきということを考えているところから質問させていただきました。

今町長の答弁の中にありましたように、交付申請の時期は私も十分わかりますので、ただ、それだけではないということをご理解頂きたいと思っています。

議長（松元勇治議員）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、議案第64号、令和7年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号、令和7年度南大隅町診療所事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号、令和7年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号、令和7年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 68 号、令和 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、令和 7 年度南大隅町下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 63 号から議案第 70 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号から議案第 70 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

13:28

～

13:36

(予算審査特別委員長・副委員長 互選)

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に後藤道子議員、副委員長に幸福恵吾議員が互選されましたので報告します。

▼ 散会

議長（松元勇治議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月6日、午前10時から開きます。

明日2月26日は、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会：令和7年 2月25日 午後 1時37分